

FM大分放送原稿

「8月は差別をなくす運動月間です」

8月は「差別をなくす運動月間」です。

さて、日本固有の差別がありますが、何かわかりますか？

それは、特定の地域の出身者であることやそこに住んでいることを理由に不当な差別をされる部落差別（同和問題）です。部落差別（同和問題）と聞くと、「未だに差別がありますか？」や「昔の話でしょ。」と言われる方がいます。

平成28年に「部落差別解消推進法」が施行しました。これはまだ差別があるから今、法律ができたのです。「もう部落差別はなくなった」のではありません。それは差別が「見えていない」だけです。

今、結婚差別を受けたり、インターネット上に誹謗中傷が書き込まれ、苦しんでいる人がいます。この機会に正しいことを知り、考えてみましょう。

宇佐市人権啓発・部落差別解消推進課では、人権に関する相談を受け付けています。必要に応じて、関係機関にお繋ぎします。お気軽にお越しください。